

平成30年4月の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第32号

平成30年4月の組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟市財務規則の一部改正)

第1条 新潟市財務規則(昭和39年新潟市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「児童相談所長」を「児童相談所家庭支援課長」に改め、「食育・花育センター所長」を削り、「技術管理センター技術管理課長、区役所の総務課長」を「技術管理課長、区役所の地域総務課長及び総務課長」に、「生涯学習センター次長」を「生涯学習センター所長」に、「中央図書館企画管理課長」を「中央図書館長」に改める。

第22条第2項中「地域土木事務所、地域下水道事務所、下水道管理センター」を「下水道管理センター」に改める。

「

別表第1中

市民協働課	課長	市民協働課の職員(収納事務に従事しない者を除く。)
市民生活課	課長	市民生活課の職員(収納事務に従事しない者を除く。)
		消費生活センターの職員(収納事務に従事しない者を除く。)

を

」

「

市民生活課	課長	市民生活課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
		消費生活センターの職員（収納事務に従事しない者を除く。）
市民協働課	課長	市民協働課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

に、

」

「

歴史文化課	課長	歴史文化課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 所管事務に係る収入金を収納すること。 2 博物館使用料の観覧券販売に係る手数料を繰替払の方法により支払いすること。
文化財センター	所長	文化財センターの職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。

を

」

「

歴史文化課	課長	歴史文化課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 所管事務に係る収入金を収納すること。 2 博物館使用料の観覧券販売に係る手数料を繰替払の方法により支払いすること。
		文化財センターの職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。

に、

」

「

児童相談所	所長	児童相談所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
-------	----	---------------------------

を

」

「

児童相談所家庭支援課	課長	児童相談所家庭支援課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
------------	----	--------------------------------

に、「農業政策課」を「農林政策課」

」

「

に、

農村整備課	課長	農村整備課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
水産林務課	課長	水産林務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
中央卸売市場	次長	中央卸売市場の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
食育・花育センター	所長	食育・花育センターの職員（収納事務に従事しない者を除く。）

を

」

「

農村整備・水産課	課長	農村整備・水産課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
中央卸売市場	次長	中央卸売市場の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

に、「新交通推進課」を「都市交通

」

政策課」に、「技術管理センター技術管理課」を「技術管理課」に、

「

地域土木事務所建設課	課長	地域土木事務所建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
------------	----	--------------------------------

を

」

「

地域土木事務所	所長	地域土木事務所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
---------	----	-----------------------------

に改め、同表北区の項中「地域課」を

」

「

「地域総務課」に、

建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
総務課	課長	総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

を

」

「

建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
-----	----	-------------------------

に改め、同表中央区の項中

」

「

窓口サービス課	課長	窓口サービス課の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)	市の収入金を収納すること。
		連絡所の職員(収納事務に従事しない者を除く。)	1 市の収入金を収納すること。 2 他の公共団体から嘱託を受けた徴収金を収納すること。
区民生活課	課長	区民生活課の職員(収納事務に従事しない者を除く。)	1 所管事務に係る収入金を収納すること。 2 他の公共団体から嘱託を受けた徴収金を収納すること。

を

」

「

窓口サービス課	課長	窓口サービス課の職員 (収納事務に従事しない者を除く。)	1 市の収入金を収納すること。 2 他の公共団体から嘱託を受けた徴収金を収納すること。
		連絡所の職員(収納事務に従事しない者を除く。)	嘱託を受けた徴収金を収納すること。

に改め、同

」

表江南区の項中

「

地域課	課長	地域課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
		江南区文化会館の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	

を

」

「

地域総務課	課長	地域総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
-------	----	---------------------------	--------------------

に、

」

「

産業振興課	課長	産業振興課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
総務課	課長	総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

を

」

「

産業振興課	課長	産業振興課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
		江南区文化会館の職員（収納事務に従事しない者を除く。）
建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）

に改め、同表秋葉区の項中

」

「

地域課	課長	地域課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
		新津地域学園の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	

を

」

「

地域総務課	課長	地域総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	市の収入金を収納すること。
		新津地域学園の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所掌事務に係る収入金を収納すること。

に、

		者を除く。)	
--	--	--------	--

」

「

建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	
総務課	課長	総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	市の収入金を収納すること。

を

」

「

建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	
-----	----	-------------------------	--

に改め、

」

同表南区の項中

「

地域課	課長	地域課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
-----	----	-------------------------	--------------------

を

」

「

地域総務課	課長	地域総務課の職員（収納事務に従事しない者	市の収入金を収納すること。
-------	----	----------------------	---------------

に、

		を除く。)	
--	--	-------	--

」

「

建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	
総務課	課長	総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	市の収入金を収納すること。

を

」

「

建設課	課長	建設課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	
-----	----	-------------------------	--

に改め、同

」

表西蒲区の項中

「

地域課	課長	地域課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。
		巻文化会館の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	

を

」

「

地域総務課	課長	地域総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 市の収入金を収納すること。 2 他の公共団体から嘱託を受けた徴収金を収納すること。
		巻文化会館の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	所管事務に係る収入金を収納すること。

に、

「

総務課	課長	総務課の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 市の収入金を収納すること。 2 他の公共団体から嘱託を受けた徴収金を収納すること。
出張所	所長	出張所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	

を

「

出張所	所長	出張所の職員（収納事務に従事しない者を除く。）	1 市の収入金を収納すること。 2 他の公共団体から嘱託を受けた徴収金を収納すること。
-----	----	-------------------------	--

に改め、

同表教育委員会の項中「次長」を「所長」に、

「

中央図書館企 画管理課	課長
----------------	----

」を「

中央図書館	館長
-------	----

」に改める。

別表第4の1の項中「総務課」を「地域総務課（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては，総務課。以下「地域総務課及び総務課」という。）」に改め，同表の4の項，9の項及び10の項中「及び区役所の総務課」を「並びに区役所の地域総務課及び総務課」に改める。

別表第5中「，建築部，土木部及び下水道部の各課」を「及び建築部の各課並びに土木部及び下水道部の各課及び各機関」に改める。

（新潟市物品管理規則の一部改正）

第2条 新潟市物品管理規則（昭和39年新潟市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「会計課」の次に「，児童相談所の課」を加え，「，技術管理センターの課，地域土木事務所の課，地域下水道事務所の課」を削り，同条第4号中「保健所」を「児童相談所，保健所」に改め，「，技術管理センター，地域土木事務所，地域下水道事務所」を削る。

第5条第2項中「総務課長」を「地域総務課長（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては，総務課長。以下「地域総務課長等」という。）」に改める。

第19条第1項中「総務課」を「地域総務課（東区役所，中央区役所及び西区役所にあつては，総務課。以下「地域総務課等」という。）」に改める。

第22条中「総務課」を「地域総務課等」に改める。

第24条第2項及び第34条第3項中「総務課長」を「地域総務課長等」に改める。

第43条第1項及び第2項中「総務課」を「地域総務課等」に改める。

第44条第3項中「総務課長」を「地域総務課長等」に改める。

(新潟市農業振興地域整備審議会規則の一部改正)

第3条 新潟市農業振興地域整備審議会規則(昭和47年新潟市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第9条中「農林水産部農業政策課」を「農林水産部農林政策課」に改める。

(新潟市公有財産規則の一部改正)

第4条 新潟市公有財産規則(昭和59年新潟市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第7条の表中「総務課(各区役所の総務課にあつては1,000万円未満のもの取得に限る。)」を「地域総務課(東区役所,中央区役所及び西区役所にあつては,総務課。以下「地域総務課等」という。)。ただし,各区役所の地域総務課等にあつては,1,000万円未満のもの取得に限る。」に改める。

第8条第2項中「総務課に」を「地域総務課等に」に,「総務課長」を「地域総務課長(東区役所,中央区役所及び西区役所にあつては,総務課長。以下「地域総務課長等」という。)」に改める。

第12条中「総務課長」を「地域総務課長等」に改める。

第63条第2項中「農村整備課」を「農村整備・水産課」に改める。

(新潟市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟市個人情報保護条例施行規則(平成13年新潟市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「,文化財センター,児童相談所」及び「,食育・花育センター」を削り,「GISセンター」の次に「,土木事務所,下水道事務所」を加え,同条第3号中「福祉事務所」の次に「,児童相談所」を加え,「,技術管理センター,土木事務所,下水道事務所」を削る。

(新潟市庁舎等管理規則の一部改正)

第6条 新潟市庁舎等管理規則(平成19年新潟市規則第100号)の一部を次のように

改正する。

第4条第2項中「総務課長」を「地域総務課長（東区役所，中央区役所及び西区役所
にあつては，総務課長。以下「地域総務課長等」という。）」に改める。

第5条の表区役所庁舎の項中「総務課長」を「地域総務課長等」に改め，同表連絡所
庁舎の項中「区役所総務課長」を「区役所の地域総務課長（東区役所，中央区役所及び
西区役所にあつては，総務課長）」に改める。

（新潟市職員の兼務等に関する規則の一部改正）

第7条 新潟市職員の兼務等に関する規則（平成19年新潟市規則第129号）の一部を
次のように改正する。

第6条を第8条とする。

第5条第3号中「（昭和24年政令第16号）」の次に「第7条第1項及び第2項並
びに」を加え，同条を第7条とする。

第4条を第6条とする。

第3条中「総務部IT推進課」を「総務部ICT政策課」に改め，同条を第5条とす
る。

第2条を第4条とする。

第1条の次に次の2条を加える。

（区民生活課等の職員の兼務）

第2条 区役所区民生活課，区役所窓口サービス課及び区役所出張所（以下「区役所区
民生活課等」という。）の職員で，所属長の命令により，他の区役所区民生活課等に
派遣され，当該区役所区民生活課等の業務に従事する職員は，その業務に従事する間，
辞令を用いることなく，それぞれ当該区役所区民生活課等の職員の職を兼ねるものと
する。

（連絡所の職員の兼務）

第3条 区役所区民生活課等の職員で，所属長の命令により，区役所連絡所に派遣され，

当該連絡所の業務に従事する職員は、その業務に従事する間、辞令を用いることなく、それぞれ当該連絡所の職員の職を兼ねるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。